

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	波賀町斉木2区 (波賀町斉木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月18日 (第4回)	

注1：「地域名」欄には協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

作付は、水稻6割、一般野菜1割、自己保全3割である。地区内の数人の農業者が所有者から借り受けて農地を耕作している。中心となる農業者は5人と農業法人1社であるが、農業法人は従業員の高齢化により将来的に農地を守れるか不安があるため、農地の集約化を検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も水稻を中心に作付けしていく。担い手である農業法人を中心に将来にわたって農地の有効活用を図っていく。そのためには、農地の集約化等について担い手及び地域代表者等で定期的に協議する。景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、地域住民が共同で行うように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興区域のうち、圃場整備田とする

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
作業を効率化するため、定期的な話し合いを行い、担い手への農地の集積と集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部を農業法人に委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①集落柵の定期的な点検と農地を囲む電気柵周辺の定期的な草刈作業により、鳥獣被害を防止する。 ⑧中山間地域直接支払事業を活用して、担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。				